

「がん早期発見サポートサービス」サービス利用規約

第1章 総則

第1条（サービス概要）

- このサービス（名称「がん早期発見サポートサービス」、以下、「本サービス」といいます。）の概要は、以下のとおりです。
 - がんのリスク検査サービス（以下「リスク検査サービス」といいます。）
 - がんの有無の診断のための検査（以下「がんドック」といいます。）に関する以下のサービス（以下「がんドック受診サービス」といいます。）
 - リスク検査サービスの結果が総合評価「D判定」の被検者が、一定限度額内において無償でがんドックを受診できるサービス。
 - がんドックその他の医療行為を提供する医療機関の紹介、診療予約支援等のサービス。
 - その他プリベントメディカル株式会社（以下「PM」といいます。）が指定するサービス。
- 本サービスに係る関係者の役割は以下のとおりとします。
 - イオンライフ株式会社（以下「イオンライフ」といいます。）は本サービスを受ける権利（以下「本権利」といいます。）を販売します。
 - 本サービスの提供に係る契約（以下「本サービス契約」といいます。）は、イオンライフに対して本権利の購入を申し込み、その承諾を得たうえで本権利の代金を支払った者（以下「利用者」といいます。）とPMの間に成立します。PMは、本サービス契約の当事者として、利用者に対して、本サービスを提供します。ただし、本サービスのうち検診、診察、診断、治療および医療に関するアドバイスなどの医療行為その他PMが指定する一部のサービス（以下「医療サービス等」と総称します。）は、PMの指定する提携機関またはその提携機関の提携医療機関もしくは提携保険業機関（以下「提携機関」と総称します。）により提供されるものとします。
 - 医療サービス等の提供については、PMは、提携機関との間で、利用者が受益の意思表示をした場合には提携機関が利用者に対して当該医療サービス等を提供する旨の民法第537条に規定する第三者のためにする契約を締結しており、利用者による当該医療サービス等の利用の申請を受益の意思表示とみなし、利用者と提携機関との間において当該医療サービス等に関する個々の契約が成立するものとします。

第2条（本利用規約）

- この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、利用者イオンライフ間の本権利の売買契約（以下「本権利売買契約」といいます。）、利用者PM間の本サービス契約、その他本サービスに関する利用者関係者との間の権利義務等を定めることを目的とします。
- 本規約は、本権利売買契約および本サービス契約に共通する重要事項を定める第1章、主として本権利売買契約に関する事項を定める第2章、主として本サービス契約に関する事項を定める第3章、その他の雑則を定める第4章から成ります。本権利の購入を申し込むにあたっては、必ず、本規約

の全条項をご確認ください。

第3条（リスク検査サービスの内容）

1. リスク検査サービスの内容は以下のとおりとし、その利用期限、実施手順等は第3章に規定します。
 - ① 提携機関が定める検査方法を用いるものとします。
 - ② リスク検査はがんの診断を目的としたものではなく、検査結果はがんの罹患リスクを相対的に評価するものであり、検査結果の区分は提携機関が独自に定める基準によります。
 - ③ 提携機関は、がん罹患の有無および確率について一切保証いたしません。

第4条（がんドック受診サービスの内容）

がんドック受診サービスの内容は以下のとおりとし、その利用期限、実施手順等は第3章に規定します。

- ① 利用者のうちリスク検査サービスの結果が総合評価「D判定」となった者（以下「がんドック対象者」といいます。）のみに提供されます。

がんドック対象者は、一定期間および一定金額を上限として無償で、提携機関においてPMが指定するがんドック（複数の検査メニューから構成されるコース検査を含みます。）の提供を受けることができます。

第5条（本サービスの利用制限）

1. 本サービスは、第7条に規定する申込みの日において、以下の各号の全ての項目に該当する方のみお申込みいただけます。
 - ① 日本国内に居住していること。
 - ② 満年齢20歳以上74歳以下であること
 - ③ 妊娠していないこと。
 - ④ 以下のいずれにも該当しないこと
 - イ) 現在、がん罹患している。
 - ロ) 過去にがん罹患し、治療を継続中である。
 - ハ) 過去にがん罹患し、治療が終了した日または医師より治療不要と診断なされた日からの経過期間が5年未満である。
 - ニ) 過去にがんドック受診サービスを利用した場合において、当該利用に係る第17条第1項に定める検体の受領日からの経過期間が5年未満である。
 - ⑤ PMが別途定める利用者資格基準を満たさない場合
 - ⑥ 以下のいずれにも該当しないこと
 - イ) 組織犯罪対策要綱（平成16年10月25日付警察庁次長通達）およびその他それに関連する法令または通達等に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的な利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）。
 - ロ) 反社会的勢力が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

ハ) 反社会的勢力を雇用している者

ニ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的等により、不当に反社会的勢力を利用していると認められる者

ホ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる者

ヘ) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2. 前条の規定に拘わらず、健康状態、既往歴、治療中の疾患等の治療もしくは服薬状況、その他リスク検査サービスまたはがんドック受診サービスを実施する医師が利用者に対する本サービスの全部または一部の実施を不相当と判断する事由が存する場合、本サービスの全部または一部の提供が受けられないことがあります。この場合でも、本権利売買契約および本サービス契約を解除することはできず、本権利売買代金は返還いたしません。

第6条（規約変更）

1. イオンライフおよびPMは、いつでも本規約の内容を変更することができるものとします（第27条を除く）。
2. イオンライフおよびPMは、本規約を変更した場合には、イオンライフのウェブサイトへの掲示により、変更内容を通知するものとします。但し、本規約の変更内容が利用者に重大な不利益を与える場合には、イオンライフおよびPMは、相当な予告期間を設けて通知するなど配慮するものとします。
3. 前項により変更された本規約は、イオンライフのウェブサイトに掲載された時点で効力を発するものとします。利用者が本サービスを引き続き利用した場合は、利用者は変更後の規約等に同意したものとみなします。

第2章 本権利の売買

第7条（申込み）

1. 本権利の購入を希望される方には、イオンライフ指定のウェブサイトが必要事項を入力してイオンライフに送信する方法により申込手続きをしていただきます。
2. 前項に基づき本権利の購入を申し込まれる方（以下「申込者」といいます。）は、申込みにあたり、本規約のほか、イオンライフが別途定める重要事項説明を確認のうえ、これらに同意いただく必要があります。これらに同意をいただけない場合には、イオンライフは申込みを承諾いたしません。
3. 申込者は、氏名、住所、電話番号、その他イオンライフが定める情報を申告いただくものとします。イオンライフが必須と定める情報を申告いただけない場合、イオンライフは申込みを承諾いたしません。

第8条（承諾）

1. イオンライフは申込みを承諾する義務を負いません。
2. イオンライフは、申込内容に疑義がある場合その他必要がある場合には、申込者より前条の手続で申告いただいた電話番号への架電、住所への郵便の送付その他の方法により事実確認することができる

ものとしします。

3. イオンライフは、申込みを承諾する場合には、申込み画面への表示その他適当な方法で申込者に対して承諾の意思表示を行います。

第9条（本権利売買契約の成立）

1. 本権利売買契約は、申込者が代金の支払いを完了したときに、利用者とイオンライフの間で成立するものとしします。

第10条（代金）

1. 本権利の代金は、イオンライフがそのウェブサイトで公表する金額としします。
2. イオンライフが定める割引条件（イオンライフの各種会員サービスへの入会等）を満たす申込者が割引価格で本権利の購入を希望される場合には、第7条第1項の申込時点で当該割引事由をご申告いただくものとしします。申込時点でご申告がない場合、事後的に割引を適用することはできません。
3. イオンライフはいつでも本権利の代金（割引条件を含みます。）を変更できるものとしします。
4. 前項の規定による本権利の代金の変更は、変更後に本権利を購入する者との関係においてのみ適用され、本権利の売買契約が成立済の申込者または利用者との権利義務には影響を及ぼしません。

第11条（支払方法）

1. 本権利の代金は申込者が契約されているクレジットカードによりお支払いいただくものとしします。ご利用可能なクレジットカードは以下の通りです。
（イ）イオンカード （ロ）VISA （ハ）MasterCard （ニ）JCB
（ホ）AMERICAN EXPRESS （ヘ）DINERS CLUB
2. イオンライフが代行決済業者に審査を依頼するに先立って、クレジットカード会社所定の手続を行っていただきます。

第12条（引継）

1. イオンライフは、本権利の売買代金のクレジット決済完了確認後速やかに、PMに対して本サービスの提供に必要な利用者の情報を提供するものとし、PMは、かかる情報受領後、第3章の規定に基づき利用者に対して本サービスを提供するものとしします。

第3章 本サービス

第13条（本サービス契約の成立）

1. 本サービス契約は、本権利売買契約の成立と同時に、利用者とPMの間で成立するものとしします。

第14条（利用者ID）

1. イオンライフは、本サービス契約成立時、PMおよび提携機関が利用者を特定するための符号（以下「利用者ID」といいます。）を発行します。

2. 利用者IDの管理は利用者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等については、イオンライフ及びPM並びに提携機関は一切その責任を負わないものとします。

第15条（リスク検査サービスの利用期限、利用回数）

1. 利用者は、本サービス契約の成立日から1年以内に、1回に限り、リスク検査サービスを受けることができます。
2. 本サービス契約の成立日から1年経過までに検体（次条第1項第3号に定めます。）の返送がなかった場合には、リスク検査サービスを受けることができる権利は消滅するものとします。この場合、イオンライフは本権利の代金を返還しません。

第16条（リスク検査サービスの手順）

1. リスク検査サービスの実施手順は以下のとおりとします。
 - ① 提携機関は、利用者に対し、郵送により以下の書類および資材を提供します。
 - イ) 提携機関の作成する「リスク評価『Noah』申込書兼同意書、注意事項」（以下「リスク検査申込書」といいます。）
 - ロ) 検査に必要な資材（以下「検査資材」といいます。）
 - ② 利用者は、リスク検査申込書に記載の同意を要する事項および注意事項を確認し、リスク検査申込書に必要事項（同意事項への同意を含む）を記入します。
 - ③ 利用者は、検査資材に同梱される手順書に従い、検体を採取し、検体保管容器に封入し、必要事項を記入したリスク検査申込書と共に検体返送用封筒でPMの指定する提携機関に送付します。
 - ④ 提携機関は、前号により返送を受けた検体を用いてがんリスク検査および評価を実施します。
 - ⑤ 提携機関は、利用者に対し、前号の検査結果（がんのリスク評価）を書面により通知します。

第17条（がんドック受診サービスの利用期限、利用上限）

1. がんドック対象者によるがんドック受診サービスの利用可能期間は、PMの指定する提携機関が検体を受領した日（以下、「検体受付日」といいます。）から5年間とします。
2. がんドック対象者は、前項の期間内であれば、がんドックの利用料金の累積額が20万円（税込）に達するまで何度でもがんドックを無償で利用できるものとします。ただし、以下の各号に該当する場合には当該各号に定める費用はがんドック対象者の自己負担となります。
 - ① 次条第1項第2号の申請を行わなかった場合または次条第1項第3号のPMの承認を受けずにがんドックを受診した場合
当該がんドックに関する費用
 - ② がんドックの利用料金の累積額が20万円を超える場合
当該超過費用
 - ③ がんドックのうち、PMまたは提携機関が本サービスによる無償利用の対象外と定める項目を利用する場合
当該項目に関する費用
 - ④ がんドックの検査結果、がんの治療を要する場合

治療費

- ⑤ 交通費、通信費その他がんドック受診に付随して費用が生じる場合
当該費用

第18条（がんドック受診サービスの実施手順）

1. がんドックの実施手順は以下のとおりとします。
 - ① PMは、がんドック対象者に対し、利用可能な医療機関（提携機関）およびがんドックの情報を提供します。
 - ② がんドック対象者は、提供情報を確認しがんドックの利用を希望する場合には、希望する医療機関およびがんドックならびに希望する検査日時その他PMが指定する情報を添えて、PMの定める方法でがんドック利用の申請をします。
 - ③ PMは、申請内容を審査し、申請を承認するか否かを決定します。PMは、がんドック対象者の申請に不備があるまたは本規約に違反するなどの理由により適当でないときには、申請を承認しないことができ、また、提携機関またはがんドックの変更等を条件として承認することができるものとします。
 - ④ PMは、申請を承認する場合には、当該医療機関への検査の予約その他事務手続を支援いたします。
 - ⑤ がんドック対象者は、医療機関においてがんドックを受診するものとします。
 - ⑥ がんドックに係る医療行為、検査結果の告知等は、医療機関からがんドック対象者に対して直接提供されるものとします。
2. がんドック対象者は、前項第2号に定める利用申請当たり以下の各事項に同意いただくものとします。
 - ① 前項第5号の医療機関が、PM及びリスク検査サービスを実施した提携機関に対し、がんドック受診サービスの検査結果を提供すること。
 - ② 前号のPM及び提携機関が、前号の提供情報を、リスク検査データとがんドック検査結果データを照らし、両データの関係性について解析・分析し研究し、当該研究結果を学会発表・論文投稿などを通じ医学の発展進歩に寄与するための研究情報とするためおよびサービスの品質向上のために利用すること。

第4章 雑則

第19条（諸手続）

1. 利用者は、第7条第1項の申込み手続において申告した内容に変更があった場合は、速やかに、PMが定める方法により、変更手続を行わなければならないものとします。
2. PMより利用者の住所宛に通知する場合は、利用者から届出のあった最新の住所宛に行うものとし、当該住所宛に通知をしたときは、PMは未達等通知の不到達に関する責任を負わないものとします。

第20条（利用資格の喪失、利用中止）

1. 利用者は以下の各号の場合は、本サービスを受ける資格を失います。
 1. 死亡したとき
 2. 本規約の他の定めによって資格喪失とされたとき
 3. その他、PM が利用者として不適格と認める相当の事情が発生した場合
2. PM は、利用者に次の事由が発生したと PM が判断した場合は、利用中止扱いとすることができるものとします。なお、PM が利用中止扱いを行ったときは、PM が適当と判断する方法で該当利用者に対してその旨通知します。
 - ① 利用者が第5条第1項の資格を満たさなくなったとき、または第7条第1項の申込時点で同資格を満たしていなかったことが判明したとき
 - ② 利用者が本サービスを不正に利用したとき
 - ③ 利用者がイオンライフまたはPM もしくは提携機関に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力を用いた不当な要求を行ったとき、または法的に認められる正当な権利の範囲を超えた不当な要求を行ったとき
 - ④ 利用者が本規約に違反したとき

第21条（禁止事項）

1. PM は、利用者が本サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為を禁止します。
 - ① 他のサービス、PM、提携機関もしくは第三者の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - ② 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
 - ③ 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそれらのおそれのある行為
 - ④ PM の承諾なく本サービスを通じてもしくは本サービスに関連して行われる営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為
 - ⑤ 利用者ID を不正に使用する行為
 - ⑥ 虚偽の情報による本権利の売買の申込みを行う行為
 - ⑦ 本サービスを不正に利用する行為、またはその準備を目的とした行為
 - ⑧ コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じてまたは本サービスに関連して使用し提供する行為
 - ⑨ 法令もしくはPM もしくは利用者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑩ 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - ⑪ PM による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - ⑫ その他、PM または提携機関が不適切と判断する行為
2. 前項各号に該当する行為が認められた場合、PM は何らの通知をなくして当該利用者のサービスの中止、利用者資格の喪失等必要な措置をとることができるものとします。
3. 利用者は、本サービスの利用にあたり、他の利用者、PM、提携機関または第三者に損害を与えないよう細心の注意を払うようにし、万一、他の利用者、PM、提携機関または第三者に損害を生じさせた場合は、すべての法的責任を負うものとします。

第22条（解除）

1. 本権利売買契約および本サービス契約は、以下に定める場合に限り解除することはできるものとします。
 - ① 利用者が妊娠し、または妊娠が発覚したとき
 - ② PMの責めに帰すべき事由により、本サービスが提供されないとき
2. 前項各号により利用者が本権利売買契約を解除した場合、イオンライフは、利用者に対し、本権利の売買代金を利用者の指定する銀行口座に振り込む方法により返還するものとします。振込手数料は前項第1号による解除の場合には利用者の負担とし、前項第2号による解除の場合にはイオンライフの負担とします。

第23条（免責）

1. イオンライフは、以下に定める場合を含め本サービスの利用結果または本サービスの全部もしくは一部を利用できなかったことにより利用者に損害が生じた場合でも、利用者に対して本権利の代金の返還、損害賠償その他の責任を負いません。ただし、イオンライフの責めに帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。
 - ① 本サービスに瑕疵があった場合
 - ② 第5条第2項に定める事由の存在、第15条第1項もしくは第17条第1項の利用期限の徒過、その他理由の如何を問わず利用者が本サービスの全部または一部を受けられなかった場合
2. PMは、がんドック受診サービスのうち、リスク検査サービスまたはがんドック受診サービスその他の医療サービス等（以下、「リスク検査サービス等」といいます。）により利用者に生じた損害については、責任を負いません。利用者は、当該リスク検査サービス等を提供した提携機関へ問い合わせるものとします。
3. リスク検査サービス等の有用性、適合性、完全性、正確性、安全性、合法性、最新性、真実性等については、当該リスク検査サービス等を実施する提携機関が責任を負うものとし、PMは何らの保証をせず、かつ、何らの責任も負いません。利用者は、当該リスク検査サービス等を提供した提携機関に問い合わせるものとします。

その他本サービスにより提供された病気に関する情報、医薬品・健康食品、その他健康増進についての情報および医薬品医療に関連する情報の有用性、適合性、完全性、正確性、安全性、合法性、最新性、真実性等に関する責任は本サービスの内容を実施する情報提供者にあります。PMは、本サービスで提供される情報の有用性、適合性、完全性、正確性、安全性、合法性、最新性、真実性等を保証するものではなく、利用者は、これらに関する問い合わせまたは責任に関しては、本サービスの内容を実施する情報提供者に問い合わせるものとします。

第24条（著作権）

1. 本サービスによって提供される情報は、PMまたは当該情報の提供者（以下合わせて「情報提供者」という）が所有するものであり、写真や動画などのコンテンツの著作権、商標権その他の知的財産

権も、情報提供者に帰属しており、利用者は、情報提供者の書面による承諾を得ることなく、内容の全部あるいは一部を複製、公開、送信（公衆送信を含む）、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、転載等をしてはならないものとします。

2. **PM** 以外の情報提供者は、本サービスによって提供される情報の利用等に際して提供した文書、画像、音声、その他すべての情報等について、**PM** および **PM** が指定する第三者が日本国内外において無償で非独占的に使用する権利（複製権、公衆送信権、上映権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権等を含み、これらに限られません。）を許諾したものとし、かつ、**PM** に対して著作権人格権を一切行使しないものとします。

第 25 条（情報の二次使用）

1. 本サービスによって提供される情報を、本サービスの利用者は本サービスを利用するために用いる以外に、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、使用することを禁じます。

第 26 条（秘密保持）

1. 本規約において「秘密情報」とは、**PM** または本サービスに関連して、利用者が、**PM** より書面、口頭、記録媒体等により提供もしくは開示されたか、または知り得た、**PM** の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関するすべての情報を意味します。ただし、以下の情報は除きます。
 - ① **PM** から提供もしくは開示がなされたときまたは知得したときに、既に一般に公知となっていたまたは既に知得していたもの
 - ② **PM** から提供もしくは開示または知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - ③ 提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したものの
 - ④ 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - ⑤ **PM** から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
2. 利用者は、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、**PM** の書面による承諾なしに第三者に **PM** の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとします。
3. 前項の定めに拘わらず、利用者は、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請にもとづき、秘密情報を開示することができます。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を **PM** に通知しなければなりません。
4. 利用者は、**PM** から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、**PM** の指示にしたがい、秘密情報ならびに秘密情報を記載または包含した書面その他の記録媒体物およびそのすべての複製物を返却または廃棄しなければなりません。

第 27 条（個人情報の取得・業務委託先への預託に関する同意事項）

1. イオンライフは、利用者から提供された個人情報をイオンライフの個人情報保護方針に従って取り

扱うほか、PM に提供するものとし、利用者はこれに同意します。

2. イオンライフは、以下の目的のためその範囲内においてのみ、個人情報を収集及び利用します。
 - ・本サービスに係るご案内、及び本権利販売のため。
3. イオンライフの個人情報保護管理者は、管理本部本部長です。
4. PM は、利用者から直接提供を受け、または前項に基づきイオンライフから提供を受けた個人情報および別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いに関する規程」(<https://preventme.co.jp/privacy.php>) にしたがって取り扱うものとし、利用者はこれに同意します。
5. 利用者は、PM および PM の関連会社、および指定提携機関等がサービスを実施するため、また利用者サービスの品質向上のために行う業務（ダイレクトメールやサービス利用者の本人確認業務、がんドック受診サービスおよびその他の利用者サービスの調査・分析など）を PM または PM が指定した第三者に委託することを予め同意します。
6. 利用者が、前3項の全部または一部に同意できない場合、本サービスが受けられなくなる場合があります。

第28条（存続条項）

1. 利用契約が終了した場合でも、本規約の第23条から前条および次条については、その後も有効に存続するものとします。

第29条（準拠法、合意管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とし、本規約およびサービスに関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(2018年12月1日制定)

(2019年6月21日改定)